

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
・長崎県准看護師試験指定試験機関の指定		医療人材対策室
・保安林の指定(2件)		林 政 課
◎ 公 告		
・地籍調査の成果の認証		土 地 対 策 室
・大規模小売店舗の新設の届出		経 営 支 援 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(3件)		漁 業 振 興 課
・土地改良区の役員の就退任(3件)		農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可(6件)		〃
・県営土地改良事業変更計画の決定		〃
◎ 交通局公告		
・契約者等		総 務 課
◎ 教育委員会告示		
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正		総 務 課
◎ 選挙管理委員会告示		
・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数		選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第437号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第27条第1項の規定により、長崎県准看護師試験指定試験機関として次のとおり指定した。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

- | | | |
|---------------|---|-----------------------------|
| 1 名 | 称 | 一般財団法人 日本准看護師推進センター |
| 2 住所及び事務所の所在地 | | 東京都文京区本駒込2丁目28番16号 日本医師会館2階 |
| 3 指 定 年 月 日 | | 令和2年5月27日 |

長崎県告示第438号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
五島市玉之浦町荒川字足ノ尻286
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
五島市平蔵町2539の1、2539の3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**地籍調査の成果の認証（公告）**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
諫早市	H30年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 新道・西郷・野中	令和2年6月4日
諫早市	H30年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 西小路・原口	令和2年6月4日
諫早市	H25年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 小ヶ倉第2	令和2年6月4日

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ 時津店資材館
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2195番
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年1月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,488平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 16台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
なし
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 18.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北東側 22.91立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ナフコ 午前7時から午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
敷地西側 1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後3時

2 届出年月日

令和2年5月28日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、時津町建設部産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県佐世保市針尾西町1278番地

中野 和男

長崎県佐世保市針尾東町2506番地

廣瀬 功

(2) 加入区

針尾加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

針尾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県佐世保市針尾西町614番地 6

針尾漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県諫早市松里町1024番地 4

中村 国則

長崎県諫早市飯盛町後田2756番地 4

山崎 嘉也

(2) 加入区

橘湾中央加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

橘湾中央漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県諫早市有喜町132番地 3

橘湾中央漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
 長崎県西海市大島町1351番地
 中村 雅晴
 長崎県西海市大島町1211番地27
 牧野 澄男
- (2) 加入区
 西海大崎加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 西海大崎漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
 公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
 長崎県西海市大島町1325番地107
 西海大崎漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、島原深江土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
本 多 一 郎	南島原市布津町丙2876番地	森 崎 一 成	南島原市北有馬町戊2774番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、諏訪土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
濱 本 康 弘	南島原市深江町丁2233番地2	濱 本 康 弘	南島原市深江町丁2233番地2
高 柳 善 幸	南島原市深江町丙104番地	高 柳 善 幸	南島原市深江町丙104番地
横 田 太	南島原市深江町丙1810番地14	横 田 太	南島原市深江町丙1810番地14
松 本 一 喜	南島原市深江町丙786番地	松 本 一 喜	南島原市深江町丙786番地

吉 永 明 夫	南島原市深江町乙890番地 1	吉 永 明 夫	南島原市深江町乙890番地 1
渡 邊 友 昭	南島原市深江町丁2884番地	渡 邊 友 昭	南島原市深江町丁2884番地
菊 田 善 邦	南島原市深江町丁3126番地 3	菊 田 善 邦	南島原市深江町丁3126番地 3
水 田 憲 治	南島原市深江町丙1017番地	水 田 憲 治	南島原市深江町丙1017番地
岩 永 正 久	南島原市深江町丁6886番地 1	岩 永 正 久	南島原市深江町丁6886番地 1
岡 本 勉	南島原市深江町丙136番地	岡 本 勉	南島原市深江町丙136番地
永 田 孝 衛	南島原市深江町丁3149番地	入 江 弘 信	南島原市深江町丁3619番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
北 岡 稔	南島原市深江町丁2361番地	北 岡 稔	南島原市深江町丁2361番地
松 本 武 廣	南島原市深江町丁2427番地 2	松 本 武 廣	南島原市深江町丁2427番地 2
川 田 章 示	南島原市深江町戊3020番地37	片 山 惠 介	南島原市深江町丙831番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、壱岐土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
吉 野 誠 治	壱岐市郷ノ浦町大原触363番地	此 見 武 次	壱岐市郷ノ浦町志原南触120番地
西 川 孝	壱岐市郷ノ浦町釘山触848- 1 番地	大久保 重 幸	壱岐市郷ノ浦町大原触1269番地
栗 元 博 満	壱岐市郷ノ浦町物部本村触352番地	平 川 忠 幸	壱岐市郷ノ浦町田中触294番地
松 野 善 信	壱岐市芦辺町深江鶴亀触32番地	松 野 善 信	壱岐市芦辺町深江鶴亀触32番地
福 坂 勝 徳	壱岐市芦辺町深江本村触1257番地	山 川 明	壱岐市芦辺町湯岳興触495番地
山 川 明	壱岐市芦辺町湯岳興触495番地	福 坂 勝 徳	壱岐市芦辺町深江本村触1257番地
大 野 賢 一 郎	壱岐市石田町筒城西触1190番地	山 川 哲 教	壱岐市石田町石田西触636番地

山 川 哲 教	壱岐市石田町石田西触636番地	吉 永 俊 郎	壱岐市石田町石田東触200番地2
長 岡 賢 司	壱岐市石田町池田仲触1125番地	神 田 勉	壱岐市石田町池田西触877番地
吉 永 数 孝	壱岐市石田町湯岳射手吉触41番地	眞 弓 康 宏	壱岐市石田町池田仲触1200番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 本 孝	壱岐市郷ノ浦町大原触1243番地	立 石 新	壱岐市芦辺町深江東触270番地
松 野 周 司	壱岐市芦辺町深江鶴亀触237番地イ	松 本 孝	壱岐市郷ノ浦町大原触1243番地
久 田 房 嘉	壱岐市石田町池田東触508番地1	里 吉 辰 雄	壱岐市石田町湯岳興触270番地
谷 口 健 治	壱岐市芦辺町深江東触156番地		

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月11日総代会議決）を認可した。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 古江・田中土地改良区
認可年月日 令和2年6月1日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月16日総会議決）を認可した。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 諏訪土地改良区
認可年月日 令和2年6月1日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月27日総代会議決）を認可した。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 小値賀土地改良区
認可年月日 令和2年6月2日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月23日総代会議決）を認可した。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 壱岐土地改良区

認可年月日 令和2年6月2日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月29日総会議決）を認可した。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 白崎土地改良区
認可年月日 令和2年6月2日**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月31日総会議決）を認可した。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 佐須土地改良区
認可年月日 令和2年6月2日**県営土地改良事業変更計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、山田原第2地区県営土地改良事業計画（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年6月12日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
山田原第2地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工、農業用排水施設工）
- 縦覧期間
令和2年6月12日から令和2年7月10日まで
- 縦覧場所
雲仙市役所 農林水産部 農漁村整備課

交 通 局 公 告**契約者等（公告）**

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和2年6月12日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 購入品目及び予定数量
軽油 1,078キロリットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（電話）095-822-5141

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(氏名) 株式会社西日本宇佐美 九州支店 支店長 佐藤 義英
(住所) 福岡県筑紫野市大字永岡720番地1
- 5 随意契約に係る購入単価
80,390円(1キロリットル当たり単価(消費税含む))
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第4号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報(平成14年長崎県教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

令和2年6月12日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
事務の名称及び開示の内容		簡易開示の期間	簡易開示の場所	事務の名称及び開示の内容		簡易開示の期間	簡易開示の場所
名称	内容			名称	内容		
長崎県立高等学校入学者選抜(学力検査等)	前期選抜における基礎学力検査の得点 <u>後期選抜における学力検査の教科別得点及び総得点</u>	後期選抜の合格発表の翌日から1か月間	略	長崎県立高等学校入学者選抜(学力検査)	教科別得点及び総得点	合格発表の翌日から1か月間	略
略				略			

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和2年6月12日

長崎県選挙管理委員会委員長 葺本 昭晴
22,634人

- 1 50分の1の数
- 2 総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

241,462人

3 県議会議員選挙区別の3分の1の数

長 崎 市	117,678人
佐世保市・北松浦郡	73,640人
島 原 市	12,554人
諫 早 市	37,764人
大 村 市	26,072人
平 戸 市	8,805人
松 浦 市	6,311人
対 馬 市	8,579人
壱 岐 市	7,362人
五 島 市	10,599人
西 海 市	7,776人
雲 仙 市	12,148人
南島原市	12,881人
西彼杵郡	19,364人
東彼杵郡	10,180人
南松浦郡	5,525人

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
一一
一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト